

全項目評価書（個人住民税課税事務）素案の概要

1 評価の再実施に至る経緯

市民税課において、次のとおり新たに2件の業務委託を行う予定である。

- ・ 個人住民税確定申告書等処理業務
- ・ 個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務

例年、市民税課では1月から6月までの間、個人住民税にかかる当初課税処理業務を行っているが、令和5年1月のパッケージシステム「MICJET MISALIO」への移行後は制度改正に伴うシステム改修作業は不要になった反面、従来の徳島市独自開発の旧システムと比較して機能が簡略化されているため、入力作業量が大幅に増加していることから、個人住民税担当者の長時間勤務が常態化している。

この状況を改善するため、上記2件の業務委託を実施することによって、職員の長時間勤務の発生を抑制するとともに、課税事務の効率及び能率を向上し、もって課税の精度向上を図る必要がある。

業務委託を予定している2件の業務は、特定個人情報を取り扱うものであることから、業務委託の実施は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき定められた「特定個人情報保護評価指針」（ガイドライン）における「重要な変更」に該当することから、個人住民税課税事務の全項目評価書の特定個人情報保護評価の再実施を行う。

全項目評価書の場合、ガイドラインに基づく再実施の手続として、①全項目評価書を30日以上公示して広く住民等の意見を求めるパブリックコメント（「パブコメ」）手続きを実施し、得られた意見を考慮して必要な見直しを行うこと、②見直しを行った全項目評価書について第三者点検（徳島市情報公開・個人情報保護審査会）を受けた後に、③当該評価書を個人情報保護委員会に提出・公表することで再実施が完了する。

2 根拠法令等

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（番号法）第27・28条
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）（規則）
- ・ 特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）（ガイドライン）

3 評価書（素案）修正の概要

今回の再評価に先行し、令和7年1月からのガバメントクラウドへの副本データ移行開始に伴う全項目評価書の再評価手続きを進めている。令和6年12月末までのガバメントクラウドへの副本データ移行開始前と令和7年1月のデータ移行開始後の2つの評価が併存する形での評価再実施に伴う全項目評価書を公表する予定である。

今回の再評価に係る全項目評価書の素案は、上記評価書について、ガイドラインに従い業務委託先事業者が新たに特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、委託先事業者が取り扱う個人情報等の内容の変更を加えたものとなる。

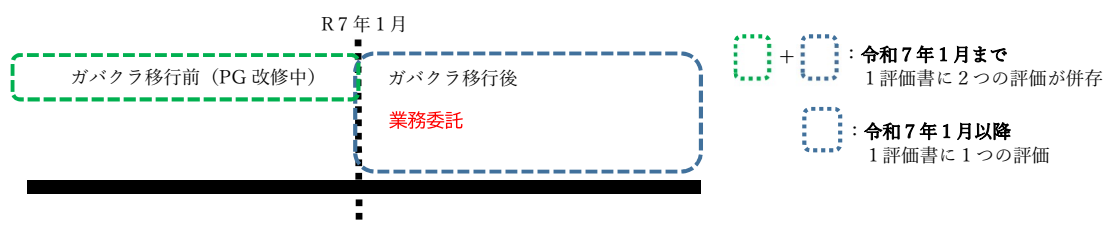
4 評価書（素案）の構成

特定個人情報保護評価書は1つの事務に対し1つの評価書を作成することとされており、令和7年1月のガバメントクラウドへの副本データ移行開始時期までは1つの評価書の中にガバメントクラウドへの副本データ移行開始前と開始後の2つの期間において、評価が並存することになる。

このような場合の評価書の構成についての指示はないが、なるべくガバメントクラウドへの副本データ移行開始前と開始後に関する評価部分を区分して記載し、令和7年1月のガバメントクラウドへの副本データ移行開始時にはガバメントクラウドへの副本データ移行開始前に関する部分を削除することで、シンプルに対応することとする。（削除だけであれば重要な変更には該当しない旨、所管の個人情報保護委員会にも確認済み。）



なお、今回の委託にかかる評価は、委託先事業者が特定個人情報ファイルの取り扱いを開始する令和7年1月以降の部分について行う。



以上